盛岡広域振興局長告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年7月12日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡滝沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市青山二丁目23番20地先から西青山二丁目1番1地 先まで	新	m 42.5~18.5	m 137. 0
	IΠ	42. 5∼18. 5	137.0
岩手郡滝沢村滝沢字穴口316番25地先から鵜飼字諸葛川19番9地先まで	新	43.1~22.0	52. 0
	旧	23.0~22.0	52. 0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成23年7月12日から同年8月12日まで